

基本政策専門調査会の設置等について（案）

平成 21 年 6 月 19 日
総合科学技術会議

- 1 総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に基本政策専門調査会を設置する。

基本政策専門調査会は、科学技術創造立国を目指し、第 3 期科学技術基本計画に沿った政策の推進を図るとともに、第 4 期科学技術基本計画の策定に資するため、国内外の情勢を踏まえて、科学技術に関する基本的な政策について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、科学技術に関する基本的な政策について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考)

1. 検討課題

科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策
について

2. 調査・検討期間

基本政策専門調査会の設置は平成21年7月1日付けとし、お
おむね1年半を目途として、科学技術に関する基本的な政策を取
りまとめる。

3. その他

基本政策専門調査会の設置に伴い、平成21年6月30日付け
で基本政策推進専門調査会を廃止する。

なお、プロジェクトチームなどの基本政策推進専門調査会の下
部組織は、基本政策専門調査会に引き継ぐものとする。

総合科学技術会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕

（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。